

令和7年1月17日

東広島市公共下水道排水設備指定工事店様
東広島市上下水道工事業協同組合理事長様
東広島市管工事協同組合理事長様

東 広 島 市 長
(下水道部下水道施設課)
(公 印 省 略)

テナントビル等で入居テナントが未定の排水設備の
キャップ止めについて(通知)

平素から本市公共下水道事業に対して、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東広島市で排水設備工事を行う際には、工事着手前に排水設備等計画確認申請書（以下、確認申請書）を提出し、排水設備の構造等を審査しております。

この確認申請書について、テナントビル等で入居テナントが未定の場合（排水設備をキャップ止めしている場合）は、テナント決定後に別途確認申請書を提出することとなっております。

しかしながら、テナント決定後に確認申請書を提出されないことが多く、排水設備の不具合や公共下水道の維持管理に支障をきたす事案が発生しております。

つきましては、テナント未定物件については、テナント決定後に別途確認申請書を提出する旨を記載した「キャップ止めの誓約書（任意様式）」を提出してください。

●適用時期

令和7年2月1日以降の審査より適用

お問い合わせ先
東広島市下水道部下水道施設課
担当： 普及係
TEL：082（420）0403
FAX：082（420）0404